

第72回 定時株主総会 招集ご通知

Joshin



2020年6月23日（火曜日）

日時

午前10時（午前9時開場）



大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

場所

ホテルモントレ グラスミア大阪
21階「スノーベリー」

<ご来場の自粛検討のお願い>

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、
集団感染のリスクがあります。当日の来場に関しましては、
感染の回避のため自粛をご検討ください。

なお、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく方法によっても、
株主総会の議決権を行使することができますので、
そちらのご利用も併せてご検討ください。

上新電機株式会社

証券コード：8173

CONTENTS

第72回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36

新型コロナウイルスの感染拡大防止、
及び株主総会にご出席の株主様と、
ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、
お土産の配布は取り止めとさせていただきます。

証券コード：8173
2020年6月2日

株主のみなさまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

上新電機株式会社

取締役社長 金谷隆平

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈りいたします。また、医療従事者をはじめとした感染防止に尽力されている皆さまに、深く感謝申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り郵送にて議決権行使書による議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモンテ グラスミア大阪21階 「スノーベリー」
3. 目的事項
報告事項 1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び
計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第72期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件

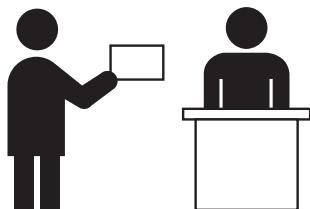
以 上

議決権行使についてのご案内

当社では、議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。
なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きは不要です。

議決権の行使には以下の方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合

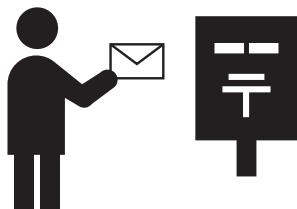


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後5時到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、監査役が監査した事業報告ならびに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項を含んでおります。
- 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金50円、総額 金1,341,110,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	なかじま 中嶋	かつひこ 克彦 再任	代表取締役会長
2	かなたに 金谷	りゅうへい 隆平 再任	代表取締役兼社長執行役員
3	よこやま 横山	こういち 晃一 再任	取締役兼常務執行役員 開発本部長兼開発部長兼建設部長
4	たなか 田中	こうじ 幸治 再任	取締役兼常務執行役員 経営管理本部長
5	たかはし 高橋	てつや 徹也 再任	取締役兼常務執行役員 営業本部長兼J-web営業部長
6	おおしろ 大代	すぐる 卓 再任	取締役兼執行役員 経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長
7	のざき 野崎	しょうじろう 清二郎 再任 社外 独立	社外取締役
8	ないとう 内藤	きんや 欣也 再任 社外 独立	社外取締役
9	やまひら 山平	けいこ 恵子 再任 社外 独立	社外取締役

(注) 社外 は社外取締役候補者を、独立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
1	<p style="text-align: center;">なかじま かつひこ 中嶋 克彦 (1953年1月7日生) 再 任</p>	<p>1976年4月 当社入社 1990年4月 当社J&P事業部長 1992年8月 当社退社 1992年9月 (株)大塚商会入社 1996年3月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2006年3月 同社取締役上席常務執行役員 2010年10月 当社顧問 2011年6月 エレコム(株)社外取締役 2012年6月 当社代表取締役社長 2013年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼地域営業支援本部長 2016年6月 当社代表取締役兼社長執行役員兼営業本部長兼地域営業支援本部長 2016年10月 当社代表取締役兼社長執行役員 2019年6月 当社代表取締役会長 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	27回/27回 (100%)
	所有する当社株式の数 <small>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)</small>	40,943株 (7,443株)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中嶋克彦氏は、株式会社大塚商会取締役上席常務執行役員、エレコム株式会社社外取締役を歴任し、2012年6月からは当社代表取締役社長として、2016年6月からは当社代表取締役兼社長執行役員として、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献を果たしてきました。また、2019年6月からは代表取締役会長として大所高所の立場から経営全般に助言を行うとともに、経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ちグループの経営の監督を適切に行っております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
2	<p style="text-align: center;">かなたに りゅうへい 金谷 隆平 (1956年1月30日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1979年3月 当社入社 1993年7月 当社総務部長 1998年6月 当社取締役総務部長 2001年4月 当社取締役総合企画部長 2001年10月 当社取締役社長室長 2002年3月 当社取締役営業企画本部長 2002年6月 当社常務取締役営業本部長 2004年6月 当社常務取締役経営企画本部長兼総務部長 2006年4月 当社常務取締役経営企画本部長 2006年10月 当社専務取締役経営企画本部長 2008年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長 2011年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長 2016年4月 当社代表取締役副社長経営管理本部長 2016年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長 2019年6月 当社代表取締役兼社長執行役員（現任）</p>
	取締役会への出席状況	27回／27回（100％）
	所有する当社株式の数 <small>（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）</small>	37,210株（4,610株）
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金谷隆平氏は、1998年6月から当社取締役として、2011年6月からは代表取締役副社長として、2016年6月からは代表取締役兼副社長執行役員として経営管理本部長、コンプライアンス統括責任者等を担当し、グループ経営全般を統括する立場から、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。また、2019年6月からは代表取締役兼社長執行役員として当社の経営を牽引しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">よこやま こういち 横山 晃一 (1963年3月5日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1985年3月 当社入社</p> <p>2000年4月 当社関西営業部・北大阪エリアマネジャー</p> <p>2001年4月 当社ピットワン営業部長</p> <p>2004年9月 当社関西営業部長兼中央エリアマネジャー</p> <p>2005年6月 当社取締役関西営業部長</p> <p>2008年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長</p> <p>2009年4月 当社取締役営業本部長兼関西営業部長</p> <p>2012年4月 当社取締役営業本部長</p> <p>2013年2月 当社取締役営業本部副本部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、CS推進部、営業統轄部管掌</p> <p>2013年6月 当社取締役営業本部副本部長兼CS推進部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、営業統轄部管掌</p> <p>2014年4月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長兼CS推進部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、営業統轄部管掌</p> <p>2015年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、CS推進部、営業統轄部管掌</p> <p>2016年4月 当社取締役開発本部長兼開発部長</p> <p>2016年6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長</p> <p>2018年9月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長兼建設部長（現任）</p>
	取締役会への出席状況	27回/27回（100%）
	所有する当社株式の数 <small>（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数）</small>	23,560株（3,960株）
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横山晃一氏は、2005年6月から当社取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として開発本部を担当して当社グループの店舗開発に関わる業務を統括し、店舗力の強化と投資効率の改善に大きく貢献をしております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
4	<p style="text-align: center;">た な か こ う じ 田中 幸治 (1963年11月18日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1986年 3 月 当社入社 1996年 4 月 当社人事課長 2002年 4 月 当社総務部副部長 2006年 4 月 当社総務部長 2010年 6 月 当社取締役総務部長 2016年 4 月 当社取締役経営管理本部副本部長 2016年 5 月 当社取締役経営管理本部副本部長兼総務部長 2016年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長 兼総務部長 2018年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長 2019年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	27回/27回 (100%)
	所有する当社株式の数 <small>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)</small>	17,860株 (3,960株)
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田中幸治氏は、2010年6月から当社取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として経営管理本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。また、2019年6月からは経営管理本部長として、また、コンプライアンス統括責任者として業務を適切に遂行し、コンプライアンス経営を牽引しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
5	<p style="text-align: center;">たかはし てつや 高橋 徹也 (1962年11月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1986年 3月 当社入社 2001年10月 当社関西営業部兵庫・北摂エリアマネジャー 2013年 6月 当社東京東海営業部長 2016年 6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長東海営業部、東京営業部、J&E 営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌 2016年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長 2017年 4月 当社執行役員営業本部長 2017年 6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2020年 3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼J-web営業部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ジョーシンテック(株) 代表取締役社長</p>
	取締役会への出席状況	27回/27回(100%)
	所有する当社株式の数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	6,803株(2,803株)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高橋徹也氏は、2016年6月から当社執行役員として経営に携わり、2017年6月からは取締役兼執行役員として、2019年6月からは取締役兼常務執行役員として営業本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。また、2020年3月からはJ-web営業部長を兼任し、店舗販売に加えインターネット販売の強化をも推進しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
6	<p style="text-align: center;">おおしろ すぐる 大代 卓 (1962年8月2日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1986年4月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行 2002年7月 (株)あさひ銀行 (現・(株)りそな銀行) 本店営業部営業第二部次長 2005年4月 (株)りそな銀行難波支店営業第二部部長 2012年4月 当社入社 店舗開発部新規物件担当部長 2014年4月 当社経理部長 2018年6月 当社執行役員経理部長兼経営企画部長 2019年6月 当社取締役兼執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	21回/21回 (100%)
	所有する当社株式の数 <small>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)</small>	4,112株 (212株)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大代卓氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、2018年6月から当社執行役員として経営に携わり、2019年6月からは取締役兼執行役員として経営管理本部において主に経理、経営企画部門を担当し、経営の健全性・透明性の向上に貢献しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
7	<p>の ざ き し ょ う じ ろ う 野崎 清二郎 (1957年5月2日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1981年4月 (株)協和銀行(現・(株)りそな銀行) 入行 2005年7月 (株)りそな銀行神田支店支店長 2008年4月 同行 執行役員 首都圏地域担当(ブロック担当) 2010年6月 りそなビジネスサービス(株)常勤監査役 2015年4月 医療法人徳洲会非常勤理事(現任) 2015年6月 ウシオ電機(株)非常勤監査役 りそな総合研究所(株)非常勤監査役 りそな決済サービス(株)非常勤監査役 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2016年10月 (株)稲葉製作所社外監査役 2019年10月 (株)稲葉製作所社外取締役(現任)</p>
	取締役会への出席状況	26回/27回(96.3%)
	所有する当社株式の数	1,500株
	【社外取締役候補者とした理由】	<p>野崎清二郎氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、他社における常勤監査役等の要職を務め、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、2016年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
8	<p style="text-align: center;">ないとう きんや 内藤 欣也 (1955年11月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1986年 4 月 弁護士登録 1999年 3 月 内藤法律事務所開設 2003年 6 月 (株)イッコー (現・Jトラスト(株)) 社外監査役 2004年 2 月 みずほパートナーズ法律事務所開設 2012年 4 月 大阪弁護士会 副会長 近畿弁護士会連合会常務理事 2014年 4 月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 2016年 6 月 当社社外監査役 (株)ファルコホールディングス社外取締役 (現任) 2017年 4 月 内藤法律事務所開設 (現任) 2017年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2019年 4 月 大阪府人事監察委員会委員 (現任) 2020年 1 月 大阪市開発審査会会長 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	25回/27回 (92.6%)
	所有する当社株式の数	700株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>内藤欣也氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における社外取締役としての豊富な経験と高い見識を有し、2017年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
9	<p style="text-align: center;">やまひら けいこ 山平 恵子 (1960年11月30日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1983年 4月 クボタハウス(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 入社 2010年 4月 三洋ホームズ(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 執行役員 2011年 6月 同社取締役常務執行役員 2012年 6月 三洋リフォーム(株) (現・サンヨーリフォーム(株)) 取締役 (兼任) 2013年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役専務執行役員 サンアドバンス(株)取締役 (兼任) サンヨーホームズコミュニティ(株)取締役 (兼任) 2015年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役社長執行役員 2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ(株)代表取締役会長 2019年 4月 当社顧問 2019年 6月 フジテック(株)社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	19回/21回 (90.5%)
	所有する当社株式の数	100株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>山平恵子氏は、長年にわたり住宅・リフォーム関連企業の経営者を務め、2017年4月からはサンヨーホームズコミュニティ株式会社の代表取締役会長として企業経営に深く携わってきた経験を有し、2019年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 野崎清二郎氏、内藤欣也氏及び山平恵子氏は社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 野崎清二郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 内藤欣也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 山平恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、野崎清二郎氏、内藤欣也氏及び山平恵子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
- 本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役松浦儀成、橋本雅康の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりでございます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
1	<p>まつうら よしなり 松浦 儀成 (1956年5月31日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年3月 当社入社 2002年4月 当社社長室副部長 2004年6月 当社経営企画部副部長 2014年11月 当社経営企画部長 2016年6月 当社顧問 2016年6月 当社常勤監査役(現任)</p>
	取締役会への出席状況	27回/27回(100%)
	監査役会への出席状況	14回/14回(100%)
	所有する当社株式の数	7,500株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>松浦儀成氏は、当社において2014年11月より経営企画部長としての豊富な経験と実績に加え、2016年6月より当社の常勤監査役としての経験と知見を有しております。</p> <p>常勤監査役として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き監査役候補といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)
2	<p>はしもと まさやす 橋本 雅康 (1958年11月11日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1982年 4 月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行 1999年 7 月 (株)あさひ銀行 (現・(株)りそな銀行) 尼崎支店支店 長 2003年 7 月 (株)りそな銀行福島支店支店長 2011年 1 月 りそなカード(株)入社 2013年 6 月 同社 執行役員 2016年 6 月 当社社外監査役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	27回/27回 (100%)
	監査役会への出席状況	14回/14回 (100%)
	所有する当社株式の数	500株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、りそなカード株式会社執行役員としての経験を有しており、2016年6月より当社の監査役としての経験と知見を有しております。</p> <p>監査役として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待でき、また独立した立場からも適切な監査を行えるものと判断し、引き続き社外監査役候補といたしました。</p>	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外 は社外監査役候補者を、独立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 橋本雅康氏は社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 橋本雅康氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、橋本雅康氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
- 本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
てらひろ えいき 寺廣 映輝 (1980年7月15日生)	2008年12月 弁護士登録 鎌倉・檜垣法律事務所入所 2015年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー 2019年9月 檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所パートナー（現任）
所有する当社株式の数	－株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

寺廣映輝氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験を有しており、特に労働法関係に精通しております。それらを当社の監査に活かし、また独立した立場からも社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補としました。

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査役候補者寺廣映輝氏は、社外監査役候補者であります。
3. 寺廣映輝氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。

第5号議案

監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2009年6月26日開催の第61回定時株主総会において、月額500万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、コーポレートガバナンス強化の一環として将来的な監査役増員も考慮し、更に監査業務の一層の充実を図るため、また、経済情勢の変化等諸般の事情を踏まえまして、月額600万円以内に改めさせていただきたく、お願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、監査役は現行どおりの4名となります。

以 上

添付書類

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景とした、緩やかな回復基調にありましたが、10月の消費税増税による消費マインドの低下、不安定な国際情勢、通商問題、為替や金融市場の動向、海外経済の不確実性等に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界レベルでの拡大による経済活動の著しい停滞により、景気の先行きは極めて不透明な状態で推移しました。

当家電販売業界におきましては、買い替え需要や高機能商品へのニーズの高まり等から、テレビ、パソコンといった映像・情報関連商品、エアコン、冷蔵庫、洗濯機といった白物家電が堅調に推移する一方で、値引き規制や暖冬傾向から携帯電話、暖房機といった商品群は低調な実績にとどまりました。商環境におきましては、消費マインドの低下による需要の低迷、競合他社や拡大傾向にあるネット販売との競争に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による店舗休業や営業時間の短縮、またサプライチェーンの懸念に起因する商品供給の不安等、過去に例のない予測困難な極めて厳しい環境下にあります。

このような状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指す、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマとした3カ年の中期経営計画『J T-2020 経営計画』の最終年度にあたり、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ 全ての生産性を高める！』を担う『人の力』、『唯一関西資本』『阪神タイガースオフィシャルスポンサー』『安心・安全で信頼出来るジョーシン』等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適應する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、今年度も同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

営業面では、来店されるお客様の利便性向上を目的として、2020年2月1日より、家電量販店「Joshin」等ジョーシングループ212店舗において、どなたでもご利用いただけるFree Wi-Fiサービス「Joshin_Free_Wi-Fi」を開始しました。(2020年3月31日現在227店舗に導入)

また、今後長くeスポーツ普及に貢献するため、ジョーシン三宮1ばん館9階に客席数170席、面積173㎡の西日本最大級の規模の「eスポーツアリーナ三宮」を2020年2月23日にオープンしました。本施設は、当社とメインスポンサー契約を締結したプロeスポーツチーム「SIRIUS GAMING (シリウスゲーミング)」が自ら運営を担当するeスポーツアリーナで、今後益々発展が見込まれるマーケットに対し当グループとして積極的に参画し、次世代のeスポーツスターの登場につなげていきたいと考えています。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、高槻店(大阪府)をはじめ12店舗の出店を行うとともに10店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は234店舗となりました。

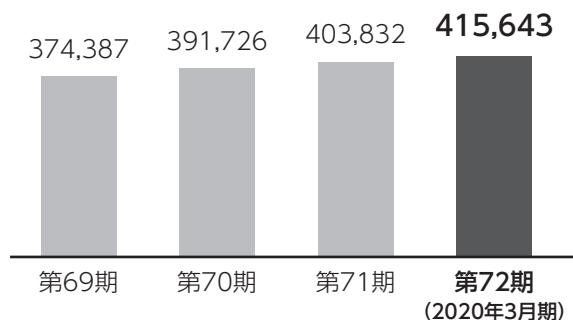
以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

連結業績の概況

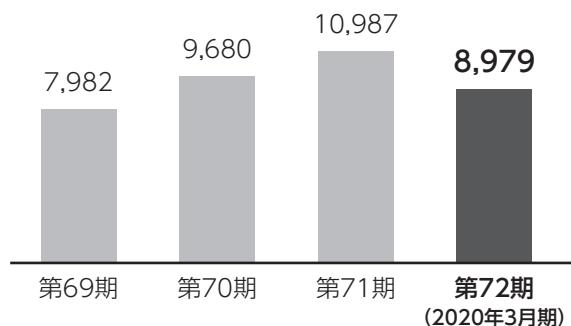
(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増減額	前期比
売上高	403,832	415,643	11,810	102.9%
営業利益	10,987	8,979	△2,007	81.7%
経常利益	11,003	8,900	△2,102	80.9%
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,354	5,418	△936	85.3%

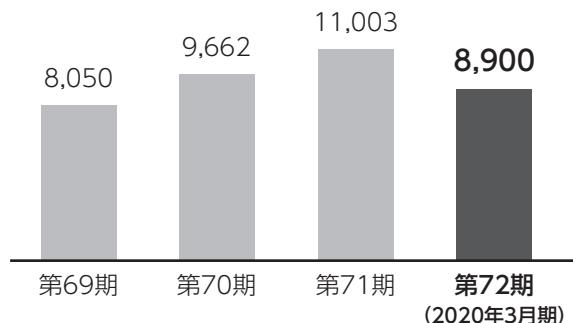
■ 売上高 (百万円)



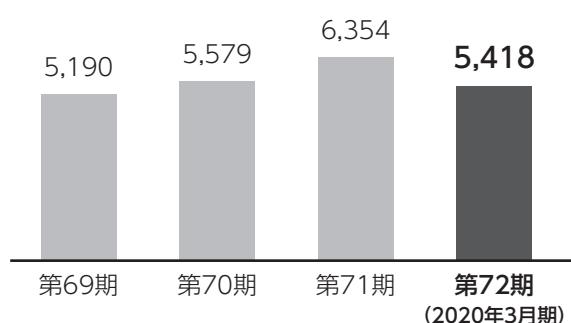
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



品種別売上高

区 分		売上高	構成比	対前期増減率
		百万円	%	%
家 電	テレビ	30,095	7.2	19.1
	ビデオ及び関連商品	11,802	2.8	△3.0
	オーディオ及び関連商品	7,541	1.8	5.5
	冷蔵庫	30,243	7.3	11.5
	洗濯機・クリーナー	39,289	9.5	7.4
	電子レンジ・調理器具	19,893	4.8	0.7
	理美容・健康器具	13,283	3.2	△0.1
	照明器具	3,708	0.9	△8.1
	エアコン	43,411	10.5	3.5
	暖房機	3,751	0.9	△22.4
	その他	22,532	5.4	△3.7
小計		225,553	54.3	4.6
情 報 通 信	パソコン	28,486	6.8	27.8
	パソコン周辺機器	14,729	3.5	△4.7
	パソコンソフト	1,590	0.4	2.0
	パソコン関連商品	18,785	4.5	△5.2
	電子文具	1,477	0.4	△10.8
	電話機・ファクシミリ	1,593	0.4	△8.8
	携帯電話	25,513	6.1	△13.9
	その他	1,924	0.5	1.2
小計		94,101	22.6	0.1
そ の 他	音楽・映像ソフト	4,448	1.1	1.3
	ゲーム・模型・玩具・楽器	52,034	12.5	0.3
	時計	2,319	0.6	8.9
	修理・工事収入	16,827	4.0	3.7
	その他	20,357	4.9	3.8
小計		95,987	23.1	1.8
合計		415,643	100.0	2.9

(注) △印は減少を示します。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は81億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であり
ます。

新設店舗 <12店舗>

高 槻 店 (大阪府)	藤 井 寺 イ オ ン 店 (大阪府)	茨 木 店 (大阪府)
堺 中 央 環 状 店 (大阪府)	アウトレット北花田店仮店舗 (大阪府)	T S U T A Y A 高砂米田店 (兵庫県)
楽天モバイルイオンモール伊丹昆陽店 (兵庫県)	楽天モバイルイオンモール姫路大津店 (兵庫県)	西 宮 店 (兵庫県)
六 地 蔵 店 仮 店 舗 (京都府)	楽天モバイルイオンモール草津店 (滋賀県)	四日市泊イオンタウン店 (三重県)

主な改装店舗

岸 和 田 店 (大阪府)	羽 曳 が 丘 店 (大阪府)	日 本 橋 1 ば ん 館 (大阪府)
美 原 店 (大阪府)	千 里 丘 店 (大阪府)	三 宮 1 ば ん 館 (兵庫県)
福 崎 店 (兵庫県)	明 石 大 久 保 店 (兵庫県)	中 山 寺 店 (兵庫県)
伏 見 店 (京都府)	京 都 1 ば ん 館 (京都府)	桂 川 イ オ ン モ ー ル 店 (京都府)
長 浜 店 (滋賀県)	上 牧 店 (奈良県)	ア リ オ 川 口 店 (埼玉県)
高 蔵 寺 店 (愛知県)	各務原イオンモール店 (岐阜県)	東 員 イ オ ン モ ー ル 店 (三重県)
富 山 南 店 (富山県)	敦 賀 店 (福井県)	新 津 店 (新潟県)
亀 貝 店 (新潟県)		

撤収店舗 <10店舗>

高 槻 店 仮 店 舗 (大阪府)	藤 井 寺 店 (大阪府)	い ば ら き 店 (大阪府)
南 い ば ら き 店 (大阪府)	アウトレット北花田店 (大阪府)	ホ ー ム ズ 寝 屋 川 店 (大阪府)
姫 路 広 畑 店 (兵庫県)	T S U T A Y A 姫路車崎店 (兵庫県)	六 地 蔵 店 (京都府)
加 賀 店 (石川県)		

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等、事態の収束の兆しが見えない環境下、当グループにおいても店舗休業や営業時間の短縮等を余儀なくされており、先行きについて極めて不透明な状況が続くものと思われまます。

当家電販売業界におきましても、消費マインドの低迷による需要の伸び悩みや競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続するものと想定され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます熾烈になるものと予測されます。

このような厳しい状況ではありますが、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用し、全社員一丸となって、時代の変化とニーズに即応した事業構造の改革を目指し、引き続き「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と収益性の向上に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期	第70期	第71期	第72期(当期)
	2016.4.1~2017.3.31	2017.4.1~2018.3.31	2018.4.1~2019.3.31	2019.4.1~2020.3.31
売 上 高(百万円)	374,387	391,726	403,832	415,643
経 常 利 益(百万円)	8,050	9,662	11,003	8,900
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,190	5,579	6,354	5,418
1株当たり当期純利益(円)	196.56	210.62	239.10	202.84
総 資 産(百万円)	185,971	188,550	207,351	197,308
純 資 産(百万円)	75,859	80,892	86,091	89,147

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。
 なお、期中平均株式数は、社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口が所有する当社株式を控除しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第71期の期首から適用しており、第70期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
当社には、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシントック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
中四国ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジェイ・ホビー株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J S D INSURANCE PTE.LTD.	千シンガポール ドル 700	(100.0)	損害保険の再保険引受

- (注) 1. 連結子会社は、上記の14社であります。
2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。
3. 2020年2月3日付でJ S D INSURANCE PTE.LTD.を設立しております。なお、J S D INSURANCE PTE.LTD.の「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有であり、ジョーシントック株式会社が所有しております。

- ③ 特定完全子会社の状況
当社には、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシントック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。また、JSD INSURANCE PTE.LTD.は、長期修理保証制度におけるグループ損益の改善と資金流動の効率化を図ることを目的としたキャプティブ（再保険会社）であります。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S 商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社、中四国ジョーシン株式会社、北信越ジョーシン株式会社及びジェイ・ホビー株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

(8) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

- ① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- ② 店 舗 234店舗

所在地	店舗数	名称	所在地	店舗数	名称
大阪府	70店	岸和田店 他	愛知県	16店	スーパーキッズランド大須店 他
兵庫県	39店	三宮1ばん館 他	岐阜県	6店	多治見店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	三重県	9店	松阪店 他
滋賀県	14店	守山店 他	静岡県	1店	焼津インター店
奈良県	13店	郡山店 他	富山県	8店	富山本店 他
和歌山県	9店	和歌山店 他	石川県	3店	金沢本店 他
岡山県	2店	岡山岡南店 他	福井県	2店	福井本店 他
東京都	5店	板橋前野店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
神奈川県	2店	相模原小山店 他	山形県	2店	山形嶋店 他
埼玉県	7店	鴻巣店 他	長野県	1店	長野インター店
千葉県	4店	アウトレット浦安店 他			

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,940名	64名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,871名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

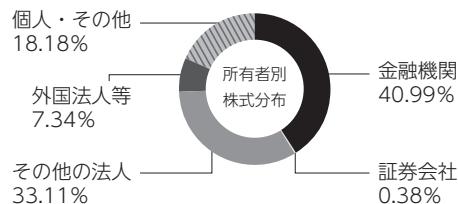
(10) 借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	12,321
株式会社三菱UFJ銀行	8,140
三井住友信託銀行株式会社	5,896

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株
(2) 発行済株式の総数 28,680,333株
(3) 株主数 22,211名
(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	株	%
上新電機社員持株会	1,779,432	6.63
第一生命保険株式会社	1,350,000	5.03
株式会社りそな銀行	1,251,010	4.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,165,800	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	677,970	2.52
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	571,603	2.13
シャープ株式会社	542,500	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	506,500	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	472,200	1.76

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,858,119株) を控除して計算しております。

2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で、損害保険ジャパン株式会社に変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中嶋克彦	
代表取締役	金谷隆平	社長執行役員
取締役	横山晃一	常務執行役員 開発本部長兼開発部長兼建設部長
取締役	田中幸治	常務執行役員 経営管理本部長
取締役	高橋徹也	常務執行役員 営業本部長兼J-web営業部長 ジョーシンテック株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取締役	大代卓	執行役員 経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長
取締役	野崎清二郎	
取締役	内藤欣也	弁護士
取締役	山平恵子	
監査役(常勤)	杉原宣宏	
監査役(常勤)	松浦儀成	
監査役(常勤)	橋本雅康	
監査役	早川芳夫	公認会計士

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において、大代卓及び山平恵子の両氏が新たに取締役に選任されました。
2. 土井栄次及び尾上公一の両氏は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役野崎清二郎、内藤欣也及び山平恵子の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ておりません。
4. 監査役橋本雅康及び早川芳夫の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役早川芳夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	11名	185百万円
監査役	4名	46百万円
計 (うち社外役員)	15名 (5名)	232百万円 (38百万円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額16百万円及び役員退職慰労金23百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外取締役については、野崎清二郎氏が当事業年度に開催された取締役会27回中26回出席、内藤欣也氏が当事業年度に開催された取締役会27回中25回出席、山平恵子氏が2019年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回中19回出席し、主に企業経営における広範かつ高い見識に基づく発言を行っております。

社外監査役については、橋本雅康氏が当事業年度に開催された取締役会27回中27回出席、早川芳夫氏が当事業年度に開催された取締役会27回中25回出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

監査役会には橋本雅康氏が14回中14回、早川芳夫氏が14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 42百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、C S R推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得（2005年4月）・ISO14001の認証取得（2000年3月）などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞（2008年、2010年、2012年）し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、栄誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、2006年6月には、こうした取組みをまとめたC S R報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、2010年6月25日開催の当社定時株主総会、2013年6月27日開催の当社定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（以下「前対応方針」といいます。）前対応方針の有効期間が、2019年6月25日開催の当社定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、2019年5月10日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。（以下「本対応方針」といいます。）

(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、前対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議をいただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.joshin.co.jp/joshintop/ir1.html>

2019年5月10日付開示資料

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新のお知らせ」

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	98,255
現金及び預金	3,483
受取手形及び売掛金	14,589
たな卸資産	71,261
その他	8,930
貸倒引当金	△9
固定資産	99,052
有形固定資産	72,308
建物及び構築物（純額）	36,380
工具、器具及び備品（純額）	3,794
土地	29,019
リース資産（純額）	2,203
建設仮勘定	16
その他（純額）	893
無形固定資産	2,364
借地権	1,039
その他	1,325
投資その他の資産	24,379
投資有価証券	4,506
繰延税金資産	3,549
退職給付に係る資産	2,976
差入保証金	13,127
その他	769
貸倒引当金	△550
資産合計	197,308

科目	金額
負債の部	
流動負債	75,114
支払手形及び買掛金	29,249
1年内返済予定の長期借入金	16,747
未払法人税等	887
賞与引当金	2,500
ポイント引当金	4,216
店舗閉鎖損失引当金	654
その他	20,858
固定負債	33,047
長期借入金	25,397
リース債務	2,175
再評価に係る繰延税金負債	483
株式報酬引当金	77
退職給付に係る負債	67
資産除去債務	3,573
その他	1,272
負債合計	108,161
純資産の部	
株主資本	90,402
資本金	15,121
資本剰余金	19,940
利益剰余金	58,668
自己株式	△3,328
その他の包括利益累計額	△1,254
その他有価証券評価差額金	1,455
土地再評価差額金	△2,220
退職給付に係る調整累計額	△489
純資産合計	89,147
負債及び純資産合計	197,308

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		415,643
売上原価		315,038
売上総利益		100,604
販売費及び一般管理費		91,624
営業利益		8,979
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	112	
受取手数料	111	
受取保険金及び配当金	47	
その他	98	414
営業外費用		
支払利息	223	
家賃地代	121	
その他	147	492
経常利益		8,900
特別利益		
固定資産売却益	286	
投資有価証券売却益	194	480
特別損失		
固定資産売却損	65	
固定資産除却損	71	
減損損失	739	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	295	
その他	97	1,269
税金等調整前当期純利益		8,112
法人税、住民税及び事業税	2,269	
法人税等調整額	424	2,694
当期純利益		5,418
親会社株主に帰属する当期純利益		5,418

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	97,299
現金及び預金	2,798
売掛金	14,561
商品	70,371
貯蔵品	145
その他	9,431
貸倒引当金	△8
固定資産	99,680
有形固定資産	72,280
建物（純額）	34,232
構築物（純額）	1,988
工具、器具及び備品（純額）	3,720
土地	29,159
リース資産（純額）	2,203
建設仮勘定	16
その他（純額）	957
無形固定資産	2,323
借地権	1,039
その他	1,283
投資その他の資産	25,077
投資有価証券	4,498
関係会社株式	683
前払年金費用	3,338
繰延税金資産	3,224
差入保証金	13,125
その他	757
貸倒引当金	△550
資産合計	196,980

科目	金額
負債の部	
流動負債	86,647
支払手形	898
買掛金	27,439
短期借入金	11,150
1年内返済予定の長期借入金	16,747
未払法人税等	836
賞与引当金	2,188
ポイント引当金	4,216
店舗閉鎖損失引当金	654
その他	22,516
固定負債	32,973
長期借入金	25,397
リース債務	2,175
再評価に係る繰延税金負債	483
退職給付引当金	48
株式報酬引当金	77
資産除去債務	3,542
その他	1,248
負債合計	119,620
純資産の部	
株主資本	78,127
資本金	15,121
資本剰余金	19,940
資本準備金	5,637
その他資本剰余金	14,302
利益剰余金	46,394
その他利益剰余金	46,394
特別償却準備金	104
別途積立金	13,000
繰越利益剰余金	33,289
自己株式	△3,328
評価・換算差額等	△768
その他有価証券評価差額金	1,452
土地再評価差額金	△2,220
純資産合計	77,359
負債及び純資産合計	196,980

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		410,402
売上原価		303,632
売上総利益		106,769
販売費及び一般管理費		98,921
営業利益		7,848
営業外収益		
受取利息	52	
受取配当金	112	
受取手数料	171	
受取保険金及び配当金	47	
その他	91	475
営業外費用		
支払利息	278	
家賃地代	121	
その他	147	547
経常利益		7,776
特別利益		
固定資産売却益	286	
投資有価証券売却益	194	480
特別損失		
固定資産売却損	65	
固定資産除却損	71	
減損損失	690	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	295	
その他	97	1,220
税引前当期純利益		7,036
法人税、住民税及び事業税	1,961	
法人税等調整額	399	2,360
当期純利益		4,675

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役並びに執行役員の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役並びに執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部、CSR推進室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会並びに執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役並びに執行役員及び監査部、CSR推進室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役並びに執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制「内部統制システム」について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役並びに執行役員及び監査部、CSR推進室その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役並びに執行役員等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会並びに執行役員会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役並びに執行役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役並びに執行役員の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役	杉原宣宏	Ⓔ
常勤監査役	松浦儀成	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	橋本雅康	Ⓔ
監査役(社外監査役)	早川芳夫	Ⓔ

以上

MEMO

株主総会 会場ご案内図

会場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

ホテルモンレ グラスミア大阪 21階 「スノーベリー」

電話 06-6645-7111 (代表) ※マルイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



新型コロナウイルスの感染拡大防止、及び株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。

交通のご案内

■ 南海なんば駅

3F北改札or 2F中央改札より
徒歩約**10分**

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

■ JR難波駅

B1F改札より徒歩約**1分**

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

■ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約**1分**

■ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約**2分**

■ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約**5分**

■ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約**2分**

※周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

UD FONT